

教職員用

山口大学 障害学生修学支援の手引き



山口大学
学生特別支援室
SSR (Student special Support Room)

2024年3月更新

障害学生への修学支援のお願い

- 山口大学には、障害等のある学生（以下、障害学生）が複数在籍しています。
- 障害の種類や程度は多様で、困っていることは学生や状況によって異なります。
- 配慮の必要性を確認しながら、授業や業務での支援にご協力をお願いします。

授業や業務での配慮をお願いします

授業で

- 配慮が必要な学生が受講する場合は、授業中「配慮願」が配布されます。
- 授業中「配慮願」をもとに、配慮をお願いします。
- 教育や授業の目的の範囲内で、可能な対応をご検討ください。

業務で

- 障害学生連絡会のご担当者には、「障害学生修学支援申請」や「配慮願」の手続きをお願いすることがあります。
- 授業や行事への参加に際して、障害学生や学生特別支援室からご相談することがあります。適宜、ご協力をお願いします。

多様な学生への配慮にご協力ください

- 障害等のある学生のニーズは多様です。
 - 障害の種類や程度、支援が必要な場面、学生の意向などによって、支援方法は様々です。
 - 必要な支援を、授業や業務の目的の範囲内で調整してください。
- 障害の有無や支援の必要性が明確でない場合も考えられます。
 - 障害の公表に抵抗があるのかもしれませんが。
 - 支援を望まなかったり、支援の必要性が低いのかもしれませんが。
 - 困っているものの、その理由が明確でないのかもしれませんが。
- 個別対応に加えて一般的な対応の充実をご検討ください。
 - 特に申し出が無い場合でも、日ごろから一般的な対応を充実しておくことが、多様な学生の大学生活の参加を円滑にするかもしれません。
 - 障害等のある学生を含む、多様な学生が在籍していることを前提に、授業や業務の実施を工夫していただくと幸いです。

「合理的配慮」の提供

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、障害を理由とした差別の禁止と、合理的配慮の提供が求められています。
- 山口大学では、基本方針や規則を定めて、障害等のある学生への修学支援を全学的に実施しています。

「障害者差別解消法」と合理的配慮

- 「障害者差別解消法」および「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」では、「障害者」や「合理的配慮」について、以下の様に定義されています。

「障害者」

- 「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」
※「障害者差別解消法」より

「社会的障壁」

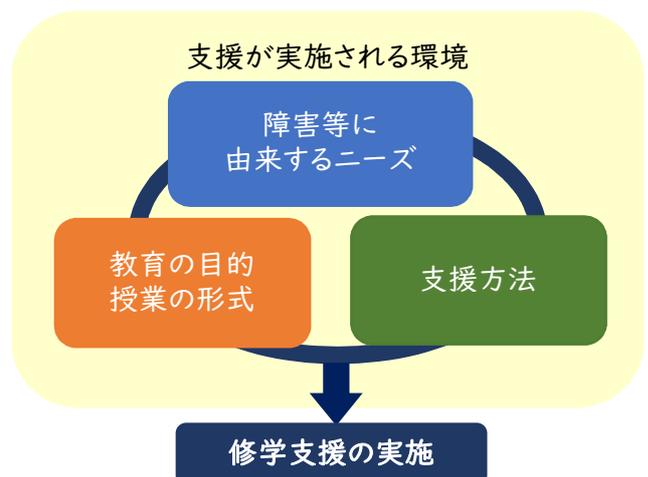
- 「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」
※「障害者差別解消法」より

「合理的配慮」

- 「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」
※「障害者の権利に関する条約」より

障害学生への合理的配慮

- 大学での授業や研究指導での配慮は、
 - 障害に由来するニーズ
 - 教育の目的や授業形式
 - 準備できる支援方法
 - 支援が必要な環境
- …これらをすり合わせ、調整することが重要です。
- 理想的な対応が難しい場合は、関係者間で協議しながら現実的な対応を検討していきます。



山口大学の障害学生修学支援体制

- 山口大学では、障害等のある学生の修学支援のための支援体制を、全学で整備・拡充しています。

学内規則 の整備

- ・「国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則」
- ・「国立大学法人山口大学における障害のある学生の修学支援に関する基本方針」
- ・「障害等のある学生への修学支援に関する申合せ」

支援拠点 の設置

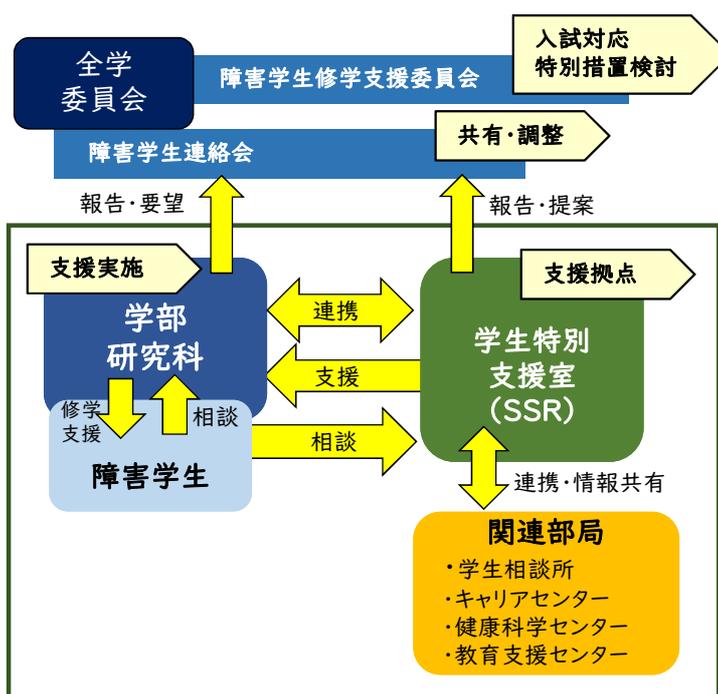
- ・学生特別支援室 (SSR: Student special Support Room) の設置
- ・専任教職員の配置
- ・支援学生の育成

全学委員会 の設置

- ・障害学生修学支援委員会 …… 入試の事前相談・特別配慮の検討
- ・障害学生連絡会 …… 学生特別支援室・学部・関連部署間の情報共有・意見調整

学内連携体制

- 学内支援の拠点である学生特別支援室を中心に、学部・研究科、関連部署とが連携して支援を実施します。
- 各学部では「障害学生連絡会」の担当者（教員×1名・事務職員×1名）が連携窓口となっています。



学生特別支援室：支援の拠点

学生特別支援室（SSR）とは

- 学生特別支援室（SSR: Student special Support Room）は、山口大学に所属する障害等のある学生の修学支援のための学内拠点です。
- 学生の所属部局やその他の相談窓口（学生相談所、保健管理センター、就職支援室）等と連携して、相談対応や支援のコーディネートを行っています。
- 学生特別支援室では、障害等の理由から修学に困難を抱える学生からの相談に応じるとともに、支援に関わる教職員からの問い合わせにも対応しています。

学生特別支援室の所掌事項

1. 障害のある学生（以下、障害学生）の支援の基本方針に基づく具体的な支援内容の策定に関する事。
2. 障害学生の所属する学部・研究科への支援、助言及び連絡調整に関する事。
3. 障害学生支援者の養成に関する事。
4. 障害学生の支援に係る各種情報の収集及び発信並びに関連機関との連携に関する事。
5. 障害学生の相談対応（入学前相談を含む。）に関する事。
6. 障害学生支援に係る調査・研究及び支援教材の開発に関する事。
7. その他障害学生の支援に関する事。

SSRスタッフ体制	SSR吉田	SSR宇部
コーディネーター	専任教員	
カウンセラー	非常勤	非常勤
事務職員	非常勤	



SSR吉田の様子

学生特別支援室の相談対応・面談

学生特別支援室でできること

- 学生特別支援室では、障害等のある学生や、支援に関わる教職員からの相談に対応しています。また、支援のコーディネートを行っています。
- 相談希望の方は、事前に予約をお願いします。
- 必要に応じて、来室者には、
 - 学生特別支援室の役割や利用要領の説明
 - 本学の支援の仕組み、支援実施についての説明…から行っています。

教職員へ

- 学生への修学支援に関する相談対応・助言
- 配慮が必要な学生への支援方法の調整
- 修学支援に必要な情報共有
- 授業や学内行事への支援機器の貸出・サポーター派遣調整
…など

学生に学生特別支援室を紹介する際は、

- 障害の有無や支援の必要性は個人情報に当たることにご注意ください。
- 紹介方法に悩んだら、学生特別支援室までご一報ください。

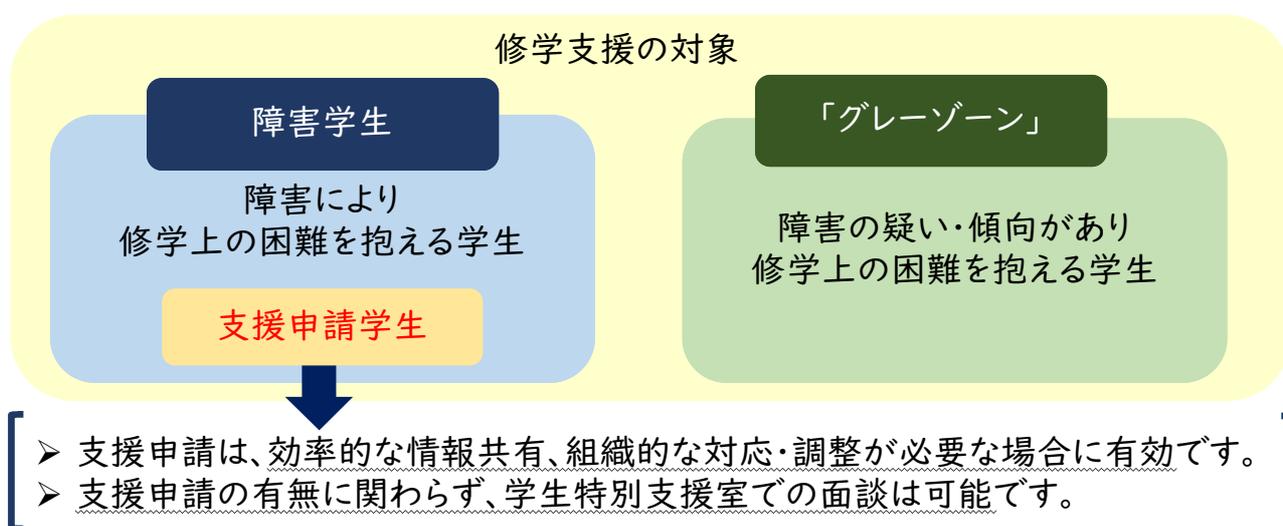
学生へ

- 初回の来室時に、学生特別支援室の役割や学内支援の仕組みを紹介します。
- 必要に応じて、定期面談を実施します
 - 授業・試験スケジュールの確認サポート
 - 修学上の課題の整理
 - 修学支援方法の検討
 - 授業担当教員・指導教員等に相談したいことの整理…
- 関連する相談窓口の紹介
- 「障害学生修学支援申請」手続き補助
- 授業中「配慮願」の作成検討
- 支援機器の貸出
- 授業等へのサポーターの派遣調整
- 所属学部、授業担当教員との連携 …など



修学支援申請制度

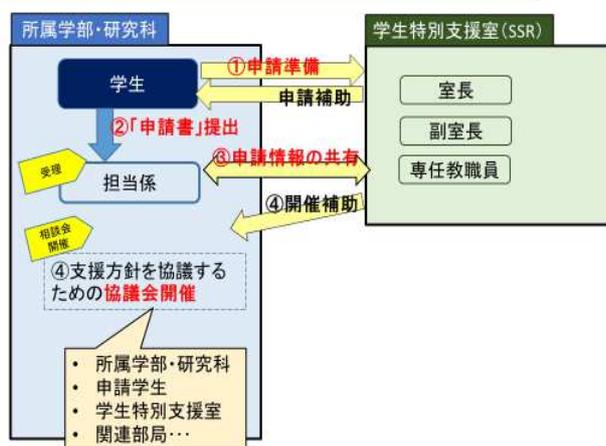
- 山口大学では、障害のある学生が本学に対し、支援の実施を要望する「障害学生修学支援申請制度」があります。
- 障害等の理由により修学や大学生活で困難のある学生自身が、支援を希望していることを前提としています。
- 障害者手帳の写し、または診断書(3か月以内のもの)が必要です。
- 所定様式にて「障害による修学支援申請書」の作成が必要です。



支援の申請

- 支援の申請は、原則、支援を求める学生本人が行います。
- 申請を希望する学生が居る場合は、学生特別支援室に相談してください。
- 学生特別支援室にて、支援の必要性・有効性と診断書情報等を整理し、手続きの準備を行います。
- 支援の申請は、学生から、所属学部・研究科に対して行います。
- 各学部・研究科では、申請手続きの処理、SSRとの連携、申請情報の適切な管理をお願いします。
- 支援の実施に際しては、適宜「配慮願」の確認や、関係者間の協議にご協力ください。
- 必要に応じて修学支援のための「相談会」の開催を行います。

支援申請の流れ(モデル)



授業中「配慮願」

- 授業中「配慮願」は、授業担当教員に宛てた配慮依頼文書です。
- 学生の特性や状況、授業での配慮事項などを記載しています。
- 「配慮願」は、支援の申請を行った学生のうち、授業での配慮を希望する学生に関して作成します。

「連絡会」 担当者

- 障害学生連絡会のご担当者には、所属学生の「配慮願」の確認および、授業担当教員への共有をお願いいたします。
- 授業中支援に際しての協議・調整にご協力をお願いいたします。

授業担当 教員

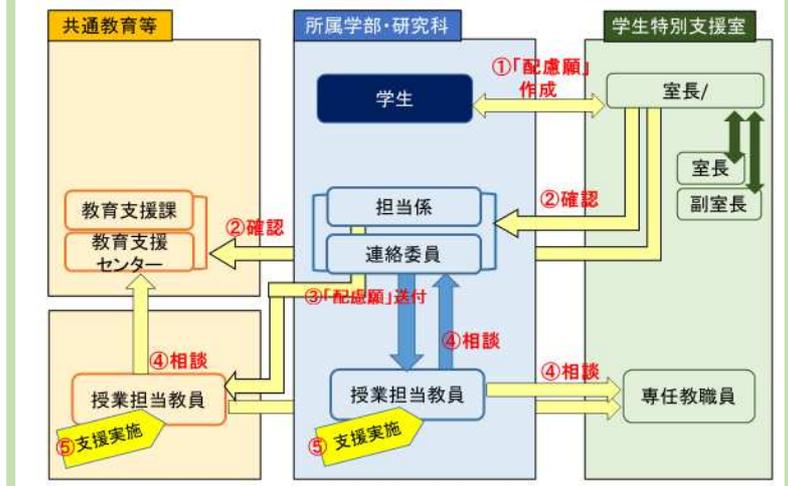
- 授業中「配慮願」を受け取ったら、必ず内容を確認してください。
- 「配慮願」をもとに、授業の目的の範囲内で、可能な限りの対応をご検討ください。
- 授業中の配慮の実施が難しい場合は、学生の所属学部か学生特別支援室までご相談ください。
- 必要に応じて、関係者間での協議にご協力ください。
- 「配慮願」には個人情報が含まれますので、取扱には十分ご注意ください。

配慮情報は更新されます

- 「配慮願」は、障害学生修学支援申請にもとづき、授業での必要な支援に関する情報を授業担当教員に提供するものです。
- 履修変更に伴い、いったん配慮情報を共有した学生が履修を取りやめたり、新たに配慮を願うことがあります。
- 「配慮願」の内容は学期毎に見直しを行っているため、同じ学生に関する「配慮願」でも、学期によって記載内容が異なることがあります。
- 症状や必要性に応じて、在学途中から「配慮願」を利用する場合もあれば、症状の緩和や周囲の協力により「配慮願」が不要になることもあります。

- 「配慮願」を希望する学生が居る場合は、学生特別支援室に相談してください。
- 学生特別支援室での本人面談などを通じて、修学上の難しさや、授業中配慮の必要性、効果的な配慮方法等を確認しながら、「配慮願」案を作成します。
- 学生の所属学部・研究科等の確認を経て、学部・研究科の担当係から授業担当教員に配布されます。

「配慮願」送付の流れ(モデル)



授業中「配慮願」の共有要領

- 授業中「配慮願」は、主に修学支援システムにて共有しています。
- 大学アカウントにて、修学支援システムにログインし、情報を閲覧してください。
- 配慮情報へのアクセスは、学内限定です。

「修学支援システム」トップ画面

未読の配慮情報があります。
履修者名簿機能で確認してください。
[履修者名簿はこちら](#)

未読の配慮情報がある場合は、
トップ画面にメッセージが表示され
れます。

履修者名簿

開講年度	開講期	学部名	時間割番号	授業科目名	対象クラス	時限	履修者数
2020	後期	共通教育	1002180025	数学Ⅱ	理(数理)	月3~4	70

写真付き履修者一覧 表示している一覧をExcel形式で取得するには、「Excel形式の出席簿を取得」ボタンをクリックしてください。

Excel形式の出席簿を取得 PDF形式の出席簿を取得 Excel形式の採点表を取得 PDF形式の採点表を取得

障害等により配慮が必要な学生が履修しています。
備考欄「配慮」をクリックして配慮事項を確認してください。
なお、配慮を必要とする学生は複数名履修している可能性があります。

並び順1: 履修者名簿順
並び順2: 学部・学科 昇順
並び順3: 入学年度 降順
並び順4: 学年 降順
並び順5: 学部・学科 昇順

所属名	学割番号	氏名	英文氏名	性別	年次	備考	詳細
1 理 数理	1622010164	学生 太郎	Taro GAKUSEI	男	3		詳細
2 理 数理	1722010013	学生 太郎	Taro GAKUSEI	男	3		詳細
3 理 数理	1722010041	学生 太郎	Taro GAKUSEI	男	3		詳細
4 理 数理	1722010443	学生 太郎	Taro GAKUSEI	男	3		詳細
5 理 数理	1822010007	学生 太郎	Taro GAKUSEI	男	3	配慮	詳細
6 理 数理	1822010311	学生 太郎	Taro GAKUSEI	男	3		詳細

「詳細」をクリックすると、「履修者情報」から配慮
情報をダウンロードできます。
配慮情報のパスワードは学部から通知されます。

「配慮願」サンプル

授業担当教員 各位

年 月 日

宛先: 授業担当教員

学生特別支援室(SSR)室長 ○○○○
障害学生連絡会○学部委員 ○○○○

○年度○期 授業中の配慮事項について(依頼)

配慮をお願いしたい学生

- 所属: ○ 学部 ○ 学科 ○ 年(学籍番号: ……………)
- 氏名: ○○○○ (ヨミガナ)

上記学生は、○○○○(診断名)のため、授業や試験における配慮が必要です。本人から修学上の要請がありましたのでお知らせするとともに、授業担当の先生方におかれましては以下の点に配慮して授業を実施していただくようお願い申し上げます。

(※参考「共通教育 教務手帳」「障害学生修学支援」に関するページ)
(※参考「国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則」)
学生の顔写真は、履修確定後、「修学支援システム」上で履修者名簿の閲覧により確認できます。

本紙は個人情報を含んでいます。取り扱いにはくれぐれもご注意ください。

問合せ先

不明な点や、具体的な支援実施に関する相談は、以下のいずれかにお問合せください。

- ○学部 学務係 ○○係長 内線 …… メール@yamaguchi-u.ac.jp
- 教育支援課教務係 ○○係長 内線 5050 ga133@yamaguchi-u.ac.jp
- 学生特別支援室(SSR) 内線 5256 shien@yamaguchi-u.ac.jp

学生の状況について

- ……
- ……

具体的な配慮事項

1	
2	
3	
4	

差出人: 学部・研究科の連絡委員・SSR
室長(連名)

配慮をお願いしたい学生情報
(所属・学籍番号・氏名)

問合せ先
(学部・研究科の連絡委員、SSR、必要に
応じて指導教員、教育支援課教務係)

障害等による困難の具体的状況について

授業に関する具体的な配慮事項

多様なニーズと配慮の例

大学での修学上の困難を抱える学生のニーズは多様です。

- 修学上の配慮にあたっては、授業の形式や、学生の難しさの状況、他学生への影響などを踏まえて、配慮内容を検討します。
- 以下は、障害等による修学上のニーズと配慮の一例です。参考にしてください。
- 支援例が当てはまらない場合や、下記以外の支援方法を採用することも考えられます。

聞こえに関するニーズと配慮

聞こえ方・聞こえにくさは様々です。

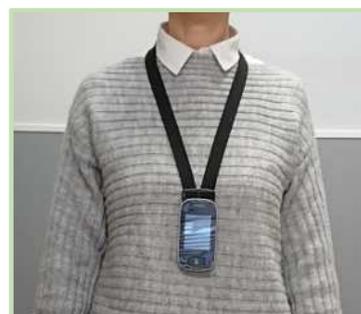
- 聴覚に障害があって、聴力が弱く、音を聴き取りにくいことがあります。
- 音は聞こえていても、音の聞き分けが難しかったり、言葉として聞き取れない場合があります。
- 聴覚過敏などで、特定の音が苦手な場合があります。

聞こえにくい場合は、聞きやすい環境づくりに協力をお願いします。
また、聞こえなくても分かるように工夫をお願いします。

授業中は・・・

- 口元が見えるように話す（発言者の口元が見えると、発言内容が理解しやすくなります）
- ゆっくりはっきり話す（話し方によって、聴き取りやすくなります）
- 私語を控えるよう促す（雑音が少なくなると、先生の声に集中しやすくなります）
- 座席指定（発言者の口元が見えやすく聴き取りやすい座席、苦手な音源から遠い座席の指定）
- 授業の流れやポイントをプリントにして配布する
- 重要事項は板書やプリントで伝える
- 情報が伝わっているかどうかを確認する
- 補聴器や助聴器の利用を認める（音を大きくしたり、ノイズをカットして聞きやすくします）
- 耳栓やイヤーマフなどの利用を認める（苦手な音を聞こえにくくします）
- 直接耳元で音声を聞けるよう、イヤホンやヘッドホンの利用を許可する
- 不明な点があれば、質問対応しやすい環境をつくる
- 音声認識システムや、補聴システム等の支援機器を活用する
- ノートテイク（筆記通訳）を利用する
- ビデオ教材を使用する場合は、事前に情報保障方法を検討しておく

・・・などの配慮が考えられます。



補聴システム

見ることにに関するニーズと配慮

視力や視野、光の調節などによって、見え方も多様です。

- 視覚に障害があって、見えない、見えにくい場合があります。
- 視野が欠けていて、見えない部分があるかもしれません。
- 色の判別が難しいことがあります。
- 特定の光や、パソコンやタブレット等の画面を見るのが苦手な場合もあります。



携帯用 拡大読書器

見えやすいように配慮をしたり、見えなくても分かるように工夫をお願いします。

授業中の配慮として…

- 座席指定（出入りしやすい座席、授業情報を確認しやすい座席の指定）
- 指示語を具体的に言い換える（あれ・それが何を指すのか明確にします）
- 指名の際の配慮（誰が指名されているか、分からない場合があります）
- 資料の拡大コピー（文字を拡大すると見やすくなります。倍率をご相談ください）
- PPTなどの投影資料をプリントアウトして配布する（手元で確認ができます）
- 資料が確実に手元に渡っているか確認する（資料配布に気づかない場合があります）
- 拡大鏡やルーペ等の支援機器の使用を認める（文字を拡大したり白黒反転して読みやすくします）
- 資料の電子データ化（読み上げソフトを活用したり、点訳することができます）
- 資料の点訳
- 場合によっては、授業情報の録音・記録の許可
- ビデオ教材は、予習復習ができるように貸出を行ったり、解説をする …などが考えられます。

移動に関するニーズと配慮

- 見えにくくて移動ルートの確認や、障害物をよけて歩行することが難しいことがあります。
- 足が不自由で、段差を越えたり長距離を移動するのが難しいことがあります。

安全に移動できるよう、ご協力をお願いします。



授業に関しては…

- 座席指定（出入りしやすい座席の確保）
- 移動に時間がかかることへの配慮
- 必要に応じて、休憩場所を確保する …などの配慮が考えられます。

読み書きに関するニーズと配慮

- 見えにくくて、筆記が難しかったり、読み書きに時間がかかることがあります。
- 手が不自由で、枠内に収まるように書くのが難しかったり、筆記に時間がかかったりします。
- 発達障害や学習障害等で、読むのに時間がかかったり、考えをまとめて記述するのが苦手なことがあります。

読み書きに十分な時間を取ったり、手書き以外の手段を利用する等の工夫をお願いします。

授業中は…

- 読み書きの時間を十分に確保する
- パソコンの利用を許可する（授業中の板書や、レポート作成がスムーズになることがあります）
- 必要に応じて、代筆・口述筆記を行う …などの配慮が考えられます。

ディスカッションやプレゼンテーションに関するニーズと配慮

- 聴覚に障害があり、ディスカッションについていけないことがあります。
- 言語障害などで、発話が難しい場合が考えられます。
- 発達障害などで、考えをまとめて提示することが苦手な場合があります。
- 過緊張などのため、人前で発表するのが苦手なことがあるかもしれません。

授業中は…

- 事前に流れや要領を確認する
- 発言内容のポイントを整理して確認する
- 発言の順番を整理する
- 発言内容を確認する時間を十分に確保する
- 考えをまとめる時間を十分に確保する
- グループワークの場合は、グループ分け・担当割り振りを工夫する
- プレゼン要領を工夫する（口頭発表やポスター発表など形式を工夫、発表順を配慮するなど）
…などの配慮が考えられます。

実習・実験に関するニーズと配慮

- 見えにくいいため手元を確認するのが難しく、うまく実験の操作ができないことがあります。
- 聞こえにくいいため、口頭での指示や注意事項が十分に伝わっていない可能性があります。
- 手が不自由で、細かい作業や操作が難しい場合があります。
- 発達障害などで、手順が混乱してしまうかもしれません。
- コミュニケーションが苦手な場合は、グループでの実験に配慮が必要になることがあります。

授業に関しては…

- 実施に際して、決め事やルールの確認を行う
- 支援機器の利用（手元を大きく写して作業しやすくしたり、補聴器などで指示を聞き取りやすくします）
- 指示を明確にする（何を行うのか手順や要領を確認したり、口頭だけでなく板書したり資料を配布するなど、視覚情報を併せて活用すると効果的です）
- 作業手順を事前に確認する（次に行う作業の予測がついたり、作業要領を確認できるようにします）
- グループワークの場合は、グループ分け・担当割り振りを工夫する
…などの配慮が考えられます。

校外実習に関するニーズと配慮

- 聞こえにくいいため、実習中のコミュニケーションが難しいことがあります。
- 見えにくいいため、実習先での移動に不自由が生じたり、資料等の確認が難しい場合があります。
- 車いすを利用していたり、手足に不自由があって、移動や操作が難しい場合があります。
- 発達障害などにより、暗黙のルールや決まりを共有できていないことが考えられます。
- 発達障害や精神障害等により、困った際に質問したり相談することが難しいかもしれません。

※ 実習での配慮は、事前に実習担当者・学生を含む関係者間で協議し、配慮内容や対応の要領を共有しておくことが重要です。

ルール・管理に関するニーズ

欠席に関するニーズ

障害等の状況によっては、授業に遅刻したり欠席してしまうことがあるかもしれません。

- 難病や障害などに起因する理由で、気候や体調によって、授業に出席できないことがあります。
- 通院が必要なため、授業を欠席せざるを得ない場合があります。
- 体調が不安定で、途中退席することがあります。
- 教室の大きさや履修人数によっては、緊張感や不安感が高まり、出席が難しいかもしれません。

※ 授業によっては、特に出席を重視するものがあります。

※ 出席に関する配慮については、特に、学生を含む関係者間での協議を通して合意形成しておくことが重要です。授業目的の範囲内で対応を検討する必要があります。

授業の受講に関するニーズ

授業の形式・目的と、障害の特性によっては、授業を受講すること自体が難しい可能性があります。

- 手足が不自由な場合、スポーツ系の科目や、操作を伴う科目の受講が難しいかもしれません。
- 聞こえにくい場合、リスニング科目への参加が極端に難しいケースも考えられます。

※ シラバス等を参考に、あらかじめ履修内容を検討しておくことが重要です。

※ 履修する科目については、まずは授業の目的に合う範囲での対応を検討することが重要です。

※ 特に必須科目では柔軟な対応が求められます。

※ 共通教育の英語科目では、条件を満たした場合に限り、代替措置の準備があります。

例：聴覚に障害があって英語リスニングが著しく困難な場合 → 英語リーディング科目を履修
(措置については、履修登録前に手続きが必要です。)

別室受験に関するニーズ

障害の特性や試験形式によっては、別室での受験が有効です。

- 見えにくい場合、問題用紙や答案の確認に時間がかかる可能性があります。
- 視覚に障害があったり、手が不自由なため、書くことに時間を要することがあります。
- 障害によっては、試験中にパニックや発声が生じることもあります。
- 支援機器を使用する際に、音が出る場合があります。
- 障害による体調不良により、嘔吐などの可能性があります。

※ 試験目的に合う範囲で実施することが重要です。

※ 他の受講生への影響を鑑みて、別室受験を行うか検討します。

※ 運用の要領を確認し、当該学生と共有しておく必要があります。



性別の取扱に関するニーズ

性別違和(性同一性障害)により、修学上の配慮が必要な場合があります。

- 戸籍上の氏名に違和感を感じているかもしれません。
- 更衣室やトイレの使用について配慮が必要な場合があります。
- 校外実習、研修等では宿泊についての配慮が必要な場合もあります。

※ カミングアウトの意思があるか、またどの範囲で情報共有が可能かを確認する必要があります。

※ 特に校外実習や研修等の実施に際しては、事前に対応を協議し、関係者間で合意形成しておく必要があります。

遠隔授業では…

授業実施要領に関するニーズ

情報の取得・確認が苦手な場合、授業実施要領の確認が難しいことがあります。

- 聴覚障害・視覚障害・発達障害等により、情報の聞き落とし、見逃しがあるかもしれません。
- 発達障害や精神障害等により、情報の確認・整理が難しいことがあります。
- 急な予定変更への対応が苦手なケースも考えられます。

- 授業スケジュールや、実施要領(対面・オンライン・オンデマンド等)を予め明示する
- 情報の掲載場所や提示の仕方を統一する
- 必要に応じて、予定をリマインドする …などの配慮が考えられます。

音源に関するニーズ

オンライン配信・オンデマンド教材の音声聞き取りにくいことがあります。

- 聴覚障害や発達障害などにより雑音が苦手で聞き取りが難しかったり、集中できないなどが考えられます。
- 支援ツール(補聴システム・音声認識等)との相性の良し悪しが生じることがあります

- 雑音が少なくクリアな音声であるほど、聞き取りやすく、また「音声認識」等の支援機器を有効に活用することができます
- オンライン配信、動画教材録画の場合は、マイクやヘッドセットを活用する
- 周囲の雑音の軽減に配慮する …などの配慮が考えられます。

視覚情報の提示に関するニーズ

オンライン配信・オンデマンド教材の画面情報を確認しにくいことがあります。

- 視覚に障害があって画面を視認しにくい可能性があります。
- 画面を直視したり、長時間見続けることが苦手な場合があります。
- 発達障害などにより画面の情報の中から、一部の情報に注目したり、重要な情報を選び取ることが苦手なケースも考えられます。



- 手元で確認できるよう、画面共有する資料データを別途共有する
- 画面の情報を整理する、一度に提示する情報量を調整する
- 注目してほしい部分を明示する …などの配慮が考えられます。

カメラ・マイクの使用に関するニーズ

オンラインでのカメラやマイクの使用が難しいことがあります。

- 緊張や不安が強く、オンライン上で注目を浴びたり、発言することが苦手な場合があります。
- 授業中に服薬したり、体調不良時に横になる・トイレに行くなどの対応が必要になることがあります。

- 適宜カメラやマイクのオフを許可する
- 発話が難しい場合は、適宜チャットやコメント機能を活用する …などの配慮が考えられます。

研修・人材育成

多様なニーズやアクセシビリティについて学ぶ

アクセシビリティリーダー育成プログラム (ALP)

- アクセシビリティリーダー育成プログラム (ALP) は、多様性社会の様々なアクセシビリティ (利用しやすさ、参加しやすさ、分かりやすさ等) を推進できる人材「アクセシビリティリーダー」の育成を目指す人材育成プログラムです。
- 山口大学に在籍する教職員・学生であれば、無料受講が可能です。
- 教職員の方は、「2級アクセシビリティリーダー」資格取得が可能です。
- 「2級アクセシビリティリーダー」取得のためには、
 - オンライン・アクセシビリティ講座
 - アクセシビリティリーダー認定試験の受験が必要です。



オンライン・アクセシビリティ講座

- アクセシビリティリーダー育成プログラム (ALP) の一環として、アクセシビリティリーダー育成協議会が提供するeラーニングコースです。
- アクセシビリティやユニバーサル デザイン、多様なニーズや配慮方法等について、オンラインで気軽に学べる教材です。
- 山口大学の教職員・学生であれば、誰でも無料で受講可能です。
- 修了すると、「2級アクセシビリティリーダー」認定試験の受験資格を得ることができます。

障害学生支援に関する研修機会

SSRセミナー

- 学生特別支援室の教職員が講師となり、障害等のある学生の修学支援に関する教職員向けの研修会を開催しています。
- 学内の障害学生修学支援体制や支援状況、支援のノウハウ等に関する内容を主な話題としています。

障害等のある学生の就職セミナー/勉強会

- 就職支援室と学生特別支援室の共同で、障害等のある学生の就職セミナーや、就職支援に関する勉強会を開催しています。
- 外部講師による講演をはじめ、最近の動向を踏まえた話題提供を心掛けています。

国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則

(目的)

第1条 国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則(以下「規則」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定)に即して、国立大学法人山口大学の教職員(非常勤職員含む。以下「教職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 法第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病等に起因する障害を含む。)(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 部局等 学部、大学院研究科、研究所、図書館、機構、学内共同利用施設、医学部附属病院、教育学部各附属学校、内部監査室、事務局及び総合技術部をいう。

(4) 部局等の長 前号に定める部局等の長(事務局にあっては、各部長)をいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この規則において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、又は障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。また、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければならない。その際、教職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

3 この規則において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければならない。その際には、教職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めて柔軟に対応を検討することが求められる。

- (1) 教育及び研究, その他本学が行う活動への影響の程度(その目的・内容・機能を損なうか否か)
- (2) 実現可能性の程度(物理的・技術的制約, 人的・体制上の制約)
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模, 財政・財務状況
(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進(以下「障害者差別解消の推進」という。)に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等(施設等のバリアフリー化の促進, 必要な人材の配置, 障害のある入学希望者や学内の障害のある学生(大学院学生・学部学生・留学生・研究生・科目等履修生・公開講座の受講生等本学で教育を受けるすべての者を指す。)、生徒・児童・幼児に対する受入れ姿勢・方針の明示, 情報アクセシビリティの向上等)に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
- (2) 総括監督責任者 総務企画を担当する副学長をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
- (3) 副総括監督責任者 人事労務を担当する副学長, 教育学生を担当する副学長をもって充て、総括監督責任者を補佐する。
- (4) 監督責任者 部局等の長をもって充て、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における監督者を指定し、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする
- (5) 監督者 内部監査室にあっては内部監査室長を、事務局, 総合技術部, 医学部及び工学部にあっては課長を、学部(医学部及び工学部を除く。)にあっては事務長をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする
(監督者の責務)

第5条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
- (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 教職員は、前項に当たり、別に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。また、障害のある性的マイノリティについても同様に留意する。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことも有効である。

2 前項の意思の表明は、言語(手話を含む。)のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に障害の特性等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

3 教職員は、前2項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとする。

- (1) 学生特別支援室
- (2) 学生相談所
- (3) 保健管理センター
- (4) 所属学部及び所属研究科
- (5) 医学部附属病院
- (6) 教育学部各附属学校

(紛争の防止等のための体制の整備)

第9条 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別的取扱い,合理的配慮の不提供等)に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は,下記のとおりとする。

- (1) 山口大学教学委員会
- (2) 山口大学内部統制会議
- (3) 学長が設置する第三者委員会
(教職員の研修・啓発)

第10条 本学は,障害者差別解消の推進を図るため,教職員に対し,次の各号のとりの研修・啓発を行うものとする。

- (1) 新たに教職員となった者に対して,障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- (2) 新たに監督者となった教職員に対して,障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- (3) その他教職員に対し,障害特性を理解させるとともに,障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による,意識の啓発
(懲戒処分等)

第11条 教職員が,障害者に対して不当な差別的取扱いをし,又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合,その態様等によっては,当該者に対し,国立大学法人山口大学職員の懲戒等に関する規則(平成16年規則第56号)に定める手続きを経た上,懲戒処分に付されることがある。

令和6年4月1日施行分を記載しています。

最新版は「山口大学規則集」をご確認ください ⇒ <https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yu-reg/>

本規則には、以下の別紙(規則第6条及び第7条関係)が付されています

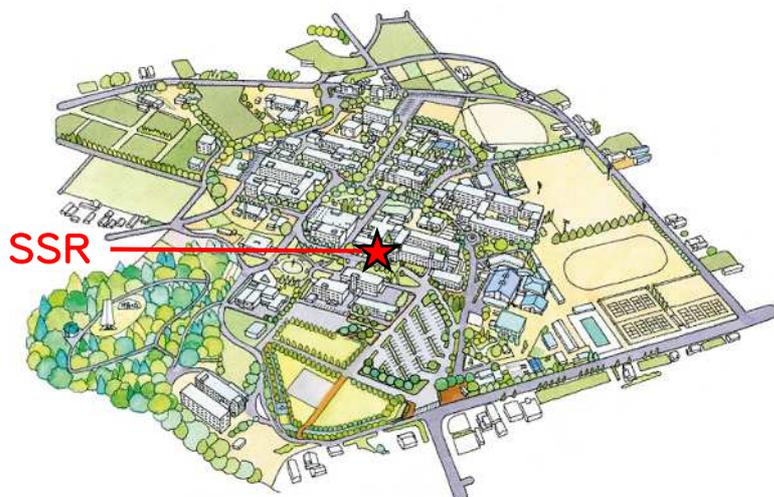
- ◆ 国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則における雇用主が講ずべき措置に関する留意事項
- ◆ 国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則における学生の修学に関する留意事項
- ◆ 国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則における教育学部附属学校(附属幼稚園を除く。)の留意事項
- ◆ 国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則における教育学部附属幼稚園の留意事項
- ◆ 国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則における医学部附属病院の留意事項

山口大学 学生特別支援室

□ 吉田キャンパス（メインオフィス）

〒753-8511 山口市吉田1677-1
山口大学共通教育本館1階
電話：083-933-5256

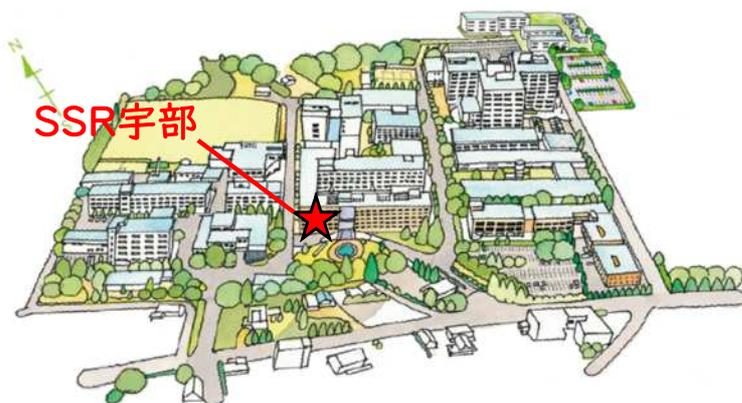
相談対応：平日 11:00～



□ 常盤キャンパス（宇部分室）

〒755-8611 宇部市常盤台2-16-1
山口大学工学部本館1階102号室
電話：0836-85-9037

相談対応：平日 11:00～



□ 小串キャンパス（火曜日のみ）

〒755-8505 宇部市南小串1-1-1
山口大学「医心館」2階
電話：0836-85-9037
(常盤キャンパス 宇部分室につながります)

相談対応：火曜（平日） 11:00～



山口大学 学生特別支援室 連絡先

- メール：shien@yamaguchi-u.ac.jp
- ホームページ：<http://ssr.ssc.oue.yamaguchi-u.ac.jp/>

山口大学 学生特別支援室

検索

この手引きは、山口大学基金の助成により作成されています。